

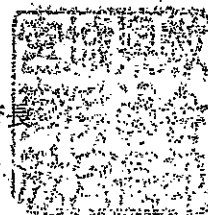
30

義 第 42 号

平成23年5月10日

多賀城市教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会教育長



東日本大震災に係る宮城県スクールカウンセラーの緊急派遣について（依頼）

このたびの東日本大震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、教育の復興に向けて鋭意取り組まれていることと存じます。

さて、このことについて、児童生徒等の心のケアが急務であることから、別添のとおりスクールカウンセラーの緊急派遣を実施いたします。

つきましては、貴教育委員会所管の各小・中学校に御周知願うとともに、有効な活用をお願いいたします。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
TEL：022-211-3645
FAX：022-211-3691

義 号 外

平成23年5月10日

仙台教育事務所長 殿

義務教育課長

(公印省略)

東日本大震災に係る宮城県スクールカウンセラー緊急派遣について (通知)

このことについて、別添写しのとおり各市町村教育委員会あて依頼していますので承知願います。

担当：義務教育課指導班
課長補佐 川田 智佳子
TEL：022-211-3645
FAX：022-211-3691
E-mail：kawada-ch728@pref.miyagi.jp

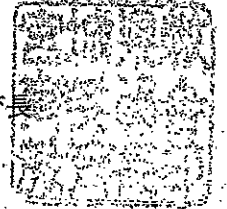


義 第 42 号

平成23年5月10日

多賀城市教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会教育長



東日本大震災に係る宮城県スクールカウンセラーの緊急派遣について（依頼）

このたびの東日本大震災では、県内多くの市町村において、甚大な被害を受け、貴教育委員会におかれましても、教育の復興に向けて鋭意取り組まれていることと存じます。

さて、このことについて、児童生徒等の心のケアが急務であることから、別添のとおりスクールカウンセラーの緊急派遣を実施いたします。

つきましては、貴教育委員会所管の各小・中学校に御周知願うとともに、有効な活用をお願いいたします。

担当：宮城県教育庁義務教育課指導班
TEL：022-211-3645
FAX：022-211-3691

義 号 外
平成23年5月6日

佐藤 容子 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東日本大震災に係る宮城県スクールカウンセラー緊急派遣について(依頼)
本県の教育行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このたび、東日本大震災に係る児童生徒等の心のケアのため、下記のとおりスクールカウンセラーの緊急派遣を行うことといたしました。
つきましては、貴殿に緊急派遣スクールカウンセラーとして御依頼いたしますので、御多忙のところ恐縮ですが、御承諾くださるようお願いいたします。

記

1. 派遣期間 平成23年5月9日(月)～平成23年5月14日(土)
2. 派遣先 多賀城市立多賀城八幡小学校
3. 内 容 児童生徒、教職員等の心のケア
4. その他
 - ・平成23年5月9日(月)午後2時10分からオリエンテーション実施。
 - 午後2時まで宮城県庁1階ロビーに御集合ください。
 - ・勤務条件等については、別添を御参照ください。

担 当

宮城県教育庁義務教育課指導班

課長補佐 川田 智佳子

電話 : 022-211-3645

FAX : 022-211-3691

e-mail : kawada-ch728@pref.miyagi.jp

多賀城市へのスクールカウンセラーの緊急派遣について

1 目的 地震・津波の被害の大きい学校に臨床心理士を緊急派遣し、児童生徒の心のケアにあたるとともに、保護者、教職員の相談の機会を確保し、児童生徒への接し方等の助言を行い、学校生活の中で心の安定に向けての相談・支援体制の充実に資する。

2 派遣者及び派遣日程 宮崎県チーム 1名

- ①平成23年5月10日(火)～平成23年5月13日(金) 佐藤 容子
- ②平成23年5月17日(火)～平成23年5月20日(金) 柳田 哲宏
- ③平成23年5月24日(火)～平成23年5月27日(金) 戸ヶ崎泰子
- ④平成23年5月31日(火)～平成23年6月 3日(金) 高野美智子
- ⑤平成23年6月 7日(火)～平成23年6月10日(金) 荒川 直美
- ⑥平成23年6月14日(火)～平成23年6月17日(金) 勝吉恵美子

3 派遣学校及び派遣場所

派遣学校	多賀城市立多賀城八幡小学校		
派遣場所	同上		
	多賀城市八幡字六貫田172		022-368-1007

4 交通手段 借り上げタクシー

5 派遣者の動き

【借り上げタクシー】

5月10日(火) 8:40 多賀城市教育委員会あいさつ(担当:中鉢指導主事)
配置校の確認 022-368-1141

9:00～16:00

多賀城八幡小学校勤務

5月11日(水)～5月13日(金)

9:00～16:00

多賀城八幡小学校勤務

※以下 各週 同様の動きとなる。

6 内容

・児童生徒、保護者等の相談活動、教員への心のケアの助言等

7 対応

- (1) 同じ県のスクールカウンセラーがチームで対応するため、各学校への支援状況については、チームで情報をリレーして共通理解のもと活動にあたる。
- (2) 毎週月曜日の義務教育課で行うオリエンテーションで、週ごとの活動、児童生徒の様子引き継ぎの確認を行う(県外カウンセラーは土曜日に県庁に活動記録を提出)。
- (3) 原則として、スクールカウンセラーは飲料水、昼食等を準備する。給食の場合は、実費を支払う。
- (4) 緊急派遣カウンセラーの事務手続き及び経費等は義務教育課で行う。各市町教育委員会、各学校で行う事務手続き(出勤簿、報告書等)は不要。
- (5) 市町村教育委員会の希望により派遣先の変更等も可能。

東北地方太平洋沖地震に係るスクールカウンセラーの緊急派遣実施計画

宮城県教育庁義務教育課

1. 目的

東北地方太平洋沖地震及び巨大津波等の被害により児童生徒の心のケアが急務であることから、被害の大きい学校及び派遣を希望する学校等に臨床心理士等を派遣する。

2. 派遣日程

平成23年5月9日(月)から平成23年7月29日(金)まで

・第Ⅰ期 平成23年5月9日(月)から平成23年6月17日(金)まで

・第Ⅱ期 平成23年6月20日(月)から平成23年7月29日(金)まで

※第Ⅱ期以降は、状況に応じて派遣する。

3. 派遣場所

・宮城県沿岸部の市町立小・中学校

(気仙沼市, 南三陸町, 石巻市, 女川町, 東松島市, 七ヶ浜町, 名取市, 岩沼市, 名取市, 亶理町, 山元町の小・中学校)

・上記以外の派遣を希望する市町村立小・中学校

4. 派遣者

宮城県臨床心理士会に登録しているスクールカウンセラー

全国臨床心理士会に登録しているスクールカウンセラー(県外)

5. 派遣内容

(1) 特別な配慮の必要な学校に支援チームを編成し、支援に当たる。

・支援チーム 県内カウンセラー1名(火・水・金), 県外カウンセラー1名(火～金)

・県外カウンセラーをスーパーバイザーとして活用する。

(2) 地震・津波の被害の大きい市町村教育委員会に1～9名の緊急派遣カウンセラー(県外)を継続的に派遣する。

・児童生徒の心のケアを行うとともに、学校、保護者の相談の機会を確保し、児童生徒への接し方等の助言を行う。

・通常配置のスクールカウンセラーのスーパーバイズを行う。

(3) 沿岸部以外の市町村教育委員会からの要請がある場合は、県内のスクールカウンセラーを緊急派遣する。

6. 交通手段 自家用車, 公共交通機関, タクシー借上げ等

7. 派遣方法

・義務教育課を窓口とし、市町村教育委員会からの要請に応じて派遣を行う。

8. 派遣時間及び派遣先

・原則として6時間とする。

・市町村教育委員会と相談の上、派遣先を決定する。

9. 経費

・謝金 臨床心理士等 5,000円(1時間)(県規定による)

・旅費 県規定によるが、場合によりタクシーを借り上げることもある。

・県外からの派遣の場合は、泊を伴うものとする。

緊急派遣カウンセラー（県外臨床心理士）の受入について

宮城県教育委員会

1 雇用の条件について

(1) 謝金(報酬)等について

- ・ 学校勤務 6 時間（別途休憩時間 1 時間）、時間単価 5,000 円（ただしオリエンテーションは 2 時間扱い）

(2) 交通費について

- ・ 緊急派遣カウンセラーの居住地から宮城県までの交通費を支給する（宮城県の規定により支給）。
- ・ 宿泊場所から勤務地までの交通費を支給する（宮城県の規定により支給又は宮城県が交通手段を確保）。

(3) 宿泊費について

- ・ 宮城県の規定により実費を支給する（宮城県米谷工業高等学校学生寮に宿泊する場合は、宮城県の規定により、食事分(夕・朝)のみ支給する）。

(4) (1)～(3)の支払いについて

- ・ 宮城県の規定により支給する（月末締め翌月 21 日に支給。ただし、その日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日とする）。

(5) 公務上の災害等について

- ・ 宮城県の規定による。

(6) その他

- ・ 身分は非常勤職員として任用するため、事前に履歴書の提出を要する。

2 宿泊場所，通勤手段の状況

(1) 仙台教育事務所管内について

市町名	宿泊場所	通勤交通手段	備考
多賀城市	ホテル松島大観荘	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 7,000 円 (込)
七ヶ浜町	ホテル松島大観荘	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 7,000 円 (込)
名取市	秋保温泉 緑水亭	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 8,500 円 (込)
岩沼市	秋保温泉 緑水亭	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 8,500 円 (込)
亘理町	秋保温泉 緑水亭	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 8,500 円 (込)
山元町	秋保温泉 緑水亭	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 8,500 円 (込)

(2) 東部教育事務所管内について

市町名	宿泊場所	通勤交通手段	備考
石巻市	ホテル松島大観荘	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 7,000 円 (込)
東松島市	ホテル松島大観荘	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 7,000 円 (込)
女川町	ホテル松島大観荘	タクシー借り上げ	宿泊費 1 泊 2 食 @ 7,000 円 (込)

(3) 南三陸教育事務所管内について

市町名	宿泊場所	通勤交通手段	備考
南三陸町	米谷工業 生徒会館	タクシー借上げ	宿泊費 無料
気仙沼市	米谷工業 生徒会館	タクシー借上げ	宿泊費 無料

※宿泊場所（旅館、米谷工業高等学校 生徒会館）は、宮城県で確保している。

- ・松島海岸 ホテル松島大観荘 022-265-7110
宮城県宮城郡松島町松島字犬田10-76
- ・秋保温泉 篝火の湯 緑水亭 022-397-3333
宮城県仙台市太白区秋保町湯元上原2-7
- ・米谷工業高等学校 生徒会館 0220-42-2170
登米市東和町米谷字古館88 生徒会館は、米谷工業高校に隣接

※タクシー乗車場所まで及び下車場所以降の交通手段は各自手配のこと（交通費として支給する）。

3 学校支援カウンセラーの活動について（5泊6日）2校配置の基本的な動きの例（2例）

月	火	水	木	金	土
オリエンテーション(県庁) 14:00 1階ロビー 集合	パターンⅠ 市町教育委員会あいさつ A校勤務	B校勤務	A校勤務	B校勤務	県庁へ活動記録提出 (義務教育課) 居住地へ (各自手配)
	パターンⅡ 市町教育委員会あいさつ A校勤務	A校勤務	B校勤務	B校勤務	

※オリエンテーション場所は、1階ロビーに集合してから案内する。

- ・1校配置の場合もある。
 - ・各学校の状況が刻々変わるため、各市町教育委員会の要請により、配置校が変更になる場合もある。
- オリエンテーションは、宮城県庁舎で実施（14:00 1階ロビー集合）

〈内容〉

- ・被災地の児童生徒のカウンセリングの状況等について説明（宮城県臨床心理士会）
- ・緊急支援カウンセラーの活動について（宮城県教育委員会義務教育課）
- ・事務手続きについて（宮城県教育委員会義務教育課）

4 その他

- ・ライフライン等が十分整備されていない場所もあるため、飲料水、昼食等については、原則として各自準備。
- ・給食を準備していただいた場合は、学校に実費で支払うこと。

緊急派遣カウンセラー受入までのフロー (宮城県教育委員会)

名簿の受領



名簿の提供



勤務内容の確認



交通機関の手配



オリエンテーション



宿泊場所へ移動



宿泊場所到着



多賀城市 小1校 1名	七ヶ浜町 中1校 1名	名取市 中1校 1名	岩沼市 中1校 1名	亶理町 小2校 1名	山元町 小2校他 1名	石巻市 小・中 9名	女川町 小1中1 1名	東松島市 中2校他 2名	南三陸町 小・中5校 2名	気仙沼市 小中12校 5名
ホテル松島大観荘 借り上げタクシー	秋保温泉篝火の宿緑水亭 借り上げタクシー					ホテル松島大観荘 借り上げタクシー			米谷工業高校 借り上げタクシー	生徒会館 生徒会館

文部科学省から、宮城県教育委員会へ

宮城県教育委員会から、各教育事務所（地域事務所）及び各市町村教育委員会へ

宮城県教育委員会から、緊急派遣カウンセラーへ（学校名、勤務時間等について）

緊急派遣カウンセラーが、宮城県庁舎（県庁）までの交通手段を手配

宮城県庁舎（県庁）で実施（現地集合）毎週月曜日14:00

宿泊場所へは、各自公共機関等で移動。
ただし、米谷工業高校生徒会館へは、佐沼から借り上げタクシーで移動。

火曜日 8:40
市町教育委員会へあいさつ

勤務校へ出勤

9:00~16:00